

プランタンデイサービスセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 (有)ドリームプランが開設するプランタンデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業、第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員および機能訓練指導員、看護師、介護職員（以下「従業者」という。）が、当該事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な通所介護、第1号通所事業（以下、「通所介護等」という。）を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、さらに社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに家族の身体的および精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、本人の意思および人格を尊重し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名 称 プランタンデイサービスセンター
(2) 所在地 旭川市東旭川町上兵村464-1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者	1名	事業所としての管理全般に当たる
(2) 介護員	9名以上	主に要介護者等の通所介護等に当たる
(3) 看護師	1名以上	主に要介護者等および従業者の健康状態の管理・観察・指導、機能訓練
(4) 生活相談員	1名以上	主に事業に関する総合窓口、要介護者等の外出状況確認
(5) 機能訓練指導員	1名以上	主に要介護者等の訓練計画・実施・見直し
(6) ほか	1名以上	事務作業、調理作業など

※ 従業者等は事業の総合的なサービスの提供に当たる。

（通所介護等の要介護者等定員）

第5条 通所介護等の要介護者等定員は55名とする。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日	月～土曜日までとする。但し、祭日、年末年始を除く。
(2) 営業時間	午前8：00～午後5：00までとする。
(3) サービス提供時間	午前9：00～午後4：10とする。
(4)	午後5：00以降は留守番電話での対応とする。（翌朝8：00まで）

(通所介護等の利用料等)

第7条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は旭川市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、各要介護者等の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、要介護者等から次の費用の支払を受けるものとする。

1 食費として、1食500円

2 おやつ代として、1食120円

3 その他、通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においての通常必要となるものに係る費用であって、その要介護者等に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

費用の支払を受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の署名または捺印を受けるものとする。

(通所介護等の利用にあたっての留意事項)

第8条 要介護者等は通所介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

2 第10条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、通所介護等を実施中に、要介護者等の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 消防計画に則り 速やかに対応するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、旭川市全域、東神楽町、東川町、当麻町とする。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 事業所は、事業の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 年2回以上の社内研修・社外講習。

2 従業者は業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第13条 管理者は利用者の人権擁護、虐待の防止等（虐待等の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応）のための次の措置を定める。

1 虐待の防止に関する責任者の選定

2 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修方法・計画

3 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

平成24年2月28日 第4条 員数の変更

平成24年4月1日 第4条 員数の変更

平成25年4月1日 第4条 員数の変更

平成26年3月1日 第4条 員数の変更、第5条 定員数の変更

平成26年4月1日 第4条 員数の変更、管理者の変更

平成27年6月6日 第4条 員数の変更

平成27年8月1日 第7条 負担割合の変更

平成28年4月1日 第4条 員数の変更

平成29年2月1日 第4条 員数の変更

平成29年4月1日 介護予防・日常生活支援総合事業へ移行、事業実施地域の変更

第1、2、4、5、7、8、9、11条を変更、第12条を追加。

平成30年4月1日 第4条 員数の変更、第5条 定員数の変更

令和6年3月21日 第13条 高齢者虐待防止の推進追加

令和6年5月8日 第1条 事業の目的の変更